

第 13 号様式（第 31 条関係）

大磯町監査公表第 4 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定より、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 6 月 1 日

大磯町監査委員 高野澤 均

同 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象部課等

町民福祉部子育て支援課

3. 監査の範囲及び事務

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までに執行された平成 29 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

平成 30 年 4 月 14 日から平成 30 年 5 月 22 日まで

5. 監査の方法及び監査項目

平成 30 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である子育て支援課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

児童福祉及び子育て支援行政の企画及び調整、町立幼稚園及び保育園の運営管理、子ども手当、ひとり親世帯の福祉、待機児童対策、小児医療費助成、放課後児童対策事業に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果

平成 29 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

- ・幼稚園保育料や保育園負担金等の受益者負担については、当該保育期間中において収納されるよう、努められたい。なお、繰越分の徴収については、着実な確保を図られたい。
- ・振替の取得について、繁忙期に休日勤務が重なり、取得が難しい状況であると思われるが、職員の健康管理や働き方改革の観点からも、振替は確実に取得されたい。